

執筆者:

E-mail  [ドミニク・クルーゼ](mailto:dominic.kulze@nshimura-asahi.com)E-mail  [加藤 由美子](mailto:yumiko.katsumi@nshimura-asahi.com)E-mail  [マクシミリアン・レンツ](mailto:maximilian.rentz@nshimura-asahi.com)

2021年8月1日、透明性登録簿・財務情報法(TraFinG、Transparenzregister- und Finanzinformationsgesetz)が施行され、透明性登録簿への登録規制が段階的に強化されることとなった。同法の規定は、金融情報の交換に関するEU指令2019/1153の国内法化のために資金洗浄法(GwG、Geldwäschegesetz)を改正することが主な内容となっている。当該改正により、2022年中に原則としてドイツで登録されている全ての法人(すなわち、日本企業の全ての在独子会社を含む)が、透明性登録簿に登録することが義務付けられることになった。同法の目的は、欧州域内の各透明性登録簿の相互接続性を改善し、マネーロンダリングやテロ資金供与に対する規制を強化することである。本稿では、透明性登録簿の概要と求められる登録内容を紹介する。

1. 透明性登録簿への登録対象企業

従来、透明性登録簿への登録が必要となる法人は、一部の法人に限定されていた。しかし、昨年の透明性登録簿・財務情報法施行に伴う資金洗浄法の改正を受けて、ドイツで登記されている全ての法人は、登記社団(eingetragener Verein (e.V.))を除き、以下の期限までに透明性登録簿に登録する義務が課せられることとなった。

- ・ **2022年3月31日まで**
株式会社(Aktiengesellschaften(AG)又は Societas Europaea(SE))、株式合資会社(Kommanditgesellschaften auf Aktien (KGaA))
- ・ **2022年6月30日まで**
有限会社(Gesellschaft mit beschränkter Haftung(GmbH))、協同組合(Genossenschaften)、European Cooperative(Europäische Genossenschaften)又はパートナーシップ(Partnerschaften)
- ・ **2022年12月31日まで**
ドイツで登記されたその他全ての法人

上記期限は、改正前の資金洗浄法(2021年8月1日まで有効)に基づき、透明性登録簿への登録対象でなかった法人にのみ適用される。その他の全ての法人は不当に遅滞することなく登録しなければならない。基本的には、登録義務は、ドイツで登記された法人にのみ課されるが、ドイツにおいて不動産を直接的又は間接的に取得する場合には、登録義務は外国法人にも及ぶ。

2. 登録の内容

透明性登録簿には、法人の最終的な実質的支配者に関する以下の情報を登録しなければならない。(i)氏名、(ii)生年月日、(iii)住所、(iv)国籍及び(v)経済的利益の種類及び程度。「経済的利益」には、例えば、法人自体への参加(例:株式又は議決権保有)、他の方法による支配権の行使権限(例:第三者若しくは他の株主との契約、又は会社組織構成員の任命権限)、又は、例えば信託受託者、信託設定者若しくは財団理事といった実質的支配者としての機能保有が含まれる。実質的支配者に該当する者がいない場合、法人のマネージング・ディレクターを登録する必要がある。

制裁

資金洗浄法は、100,000 ユーロを上限とする行政上の罰金を規定している。反復的かつ組織的な違反に対しては、100 万ユーロ以下の罰金が科されうる。金融機関による違反の場合には、500 万ユーロ又は当該機関の年間売上高の 10%の罰金が科せられる。また、登録義務の違反は公表される。

ただし、登録が上記 I. に記載されている期限に間に合わなかった場合については、資金洗浄法は各期限より 1 年の猶予期間を設けている。

各企業に求められる措置

ドイツに子会社を有する日本企業は、透明性登録簿の関連性が高まっていることを認識し、登録義務の遵守状況を確認することが必要である。また、例えば M&A や内部再編等の結果、実質的支配関係に変化があった場合には、不当に遅滞することなく透明性登録簿に反映させる必要があることにも留意しなければならない。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 